

株式会社テレビ東京ホールディングス 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社テレビ東京ホールディングスと称し、英文ではTV TOKYO Holdings Corporation と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、以下の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配及び管理すると共に、当該会社等の事業活動の支援等を行うことを目的とする。

- (1) 放送法による基幹放送事業及び一般放送事業
- (2) 放送番組、映画、録画物、録音物及び出版物の企画、制作、購入、調達、刊行、販売、興行、配給及び輸出入
- (3) 電気通信事業法による電気通信事業
- (4) 放送関連技術の開発、指導及び販売
- (5) コンピュータ、コンピュータシステム及び情報通信機器並びにそれら利用技術の開発、指導、販売、運営及び保守
- (6) 各種情報の収集、情報処理及び情報提供サービスに関する業務
- (7) 映画、音楽、美術、演劇、芸能、科学、スポーツ等各種催物・イベントの企画、制作、興行、運営、実施、仲介及び管理業務
- (8) 映像、音声、文字等による各種ソフトウェアの企画、制作、複製及び販売並びにこれらソフトウェアによる放送・通信提供サービス
- (9) インターネット等の通信ネットワークを利用し、画像、映像、音楽、文字情報を加工・編集した制作物、音声、音楽、映像等のソフトウェアの企画、配信及び販売
- (10) インターネット等の通信ネットワーク、テレビ、ラジオを通じて配信する音楽の企画、制作、配信及び販売、その他放送番組の全部または一部、若しくはこれに関連する画像、映像、文字情報を加工・編集した制作物の企画、配信及び販売
- (11) 音楽ソフト（ディスク、レコード等）の企画、制作、販売、輸入、賃貸、配給及び配信
- (12) 著作権、著作隣接権、意匠権、商標権、ノウハウ、工業所有権及び商品化権等の無体財産権の取得、利用、譲渡、販売、使用許諾その他管理業務、それらの

仲介並びにそれらを複製利用した商品の製造及び販売

- (13) 映像・音声ライブラリーの運営及び管理
- (14) 放送・通信を利用した通信販売及びその斡旋並びにその企画
- (15) キャラクターの企画、開発及びデザインの賃貸並びにキャラクターグッズ等の企画、開発、製造、製造委託及び販売に関する業務
- (16) ゲームソフト、ビデオソフト、シーディー、シーディーロム、ディーブイディーなどの電子メディア及び書籍の企画、制作、販売及び賃貸
- (17) コンピュータに関するソフトウェア及びプログラムの企画、制作、開発、販売及び賃貸
- (18) 放送施設、放送用設備、店舗、室外装飾等の調査、設計、施工、保守・管理、賃貸、販売、売買、仲介及び斡旋に関する業務
- (19) 放送事業に係る厚生・文化事業及びアナウンサー等の教育事業の経営
- (20) 放送、通信、新聞及び雑誌等の広告代理店業並びに広告物の企画及び制作
- (21) 家具、衣料品、食品、医薬品、日用品雑貨、貴金属、運動用品、玩具、文具、船舶、自動車、美術品、書籍、出版物、飲食等の販売及び賃貸
- (22) 不動産の売買、賃貸、仲介及び斡旋
- (23) 労働者派遣事業
- (24) 人材の職業適性能力の開発のための研修の企画、運営及び実施
- (25) 有料職業紹介事業
- (26) 企業の経営・管理全般に関するコンサルティング
- (27) 旅行代理業
- (28) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業
- (29) 倉庫業
- (30) 自動車の保守、管理、運行代行及び運行管理の請負業
- (31) 飲食店の経営、飲食店における経営指導
- (32) 前各号に関連する役務の提供及び代行
- (33) 前各号に関する市場調査、コンサルティング
- (34) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会

(4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は 100,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株主についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(外国人等の株主名簿への記載または記録の制限)

第12条 当社は、次の各号に掲げる者（以下「外国人等」という。）のうち、第1号から第3号までに掲げる者により直接に占められる議決権の割合と、これらの者により第4号に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合が、当社の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、外国人等の取得した株式について、株主名簿に記載または記録することを拒むことができる。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 外国政府またはその代表者
- (3) 外国の法人または団体
- (4) 前3号に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人または団体

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項に定めるほか、必要ある場合は取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第14条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者)

第16条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ選定した代表取締役が招集する。

- 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順

序により、他の取締役がこれに当たる。

(議 長)

第17条 株主総会は、取締役会長または取締役社長が議長となる。

- 2 取締役会長及び取締役社長ともに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第18条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第21条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は、20 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第23条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役)

第25条 代表取締役は 3 名以内とし、取締役会の決議によって選定する。

(役付取締役)

第26条 業務上の都合により、取締役会の決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の役付取締役各若干名を選定することができる。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会)

第27条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、当会社の重要な業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長を欠くときまたは事故があるときは、取締役社長がこれに当たる。
- 3 取締役会長、取締役社長ともに欠くときまたは事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集通知)

第29条 取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第30条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。

（取締役会規程）

第31条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役との責任限定契約）

第33条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

（監査役の員数）

第34条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

（監査役の選任方法）

第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（監査役の任期）

第36条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より 3 日前までに発する。ただし、緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第39条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額まで限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 剰余金の配当は、以下の各号に定められた者に対し行う。

- (1) 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
- (2) 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年3月31日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第12条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

(剰余金の配当等の決定機関)

第47条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(中間配当)

第48条 当会社は、取締役会の決議によって、以下の各号に定められた者に対し、中間配当を行うことができる。

- (1) 毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者
- (2) 社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に基づき振替機関より通知された毎年9月30日の株主のうち、その有する株式の全部若しくは一部について、放送法及び本定款第12条に基づき、株主名簿に記載若しくは記録されなかった株主または当該通知において当該株主の有する株式の質権者として示された者

(剰余金の配当等の除斥期間)

第49条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

制定 2010 年 10 月 1 日
改定 2011 年 6 月 24 日
改定 2011 年 6 月 30 日
改定 2017 年 6 月 27 日
改定 2021 年 6 月 17 日
改定 2022 年 6 月 16 日
改定 2024 年 6 月 20 日
改定 2025 年 6 月 19 日